JIS制定について

〈JIS制定を契機に〉

JIS A 8612「コンクリート及びモルタルの圧送ポンプ、吹付機及びブーム装置－安全要求事項」が今年4月25日に制定。この安全規格は、ISOいうところのC規格（特定の機械に関する個別の安全規格）であり、平成13年「機械の包括的安全対策に関する指針」厚生労働省通達に適合する規格として作成された。工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格。

この安全規格については、ポンプメーカー・ゼネコン・圧送業者が、それぞれ努力し、遵守しなければならない。

従来から、労働安全衛生法・同施行令・同規則などや日本建設機械工業会「安全マニュアル」、全圧連「コンクリートポンプ圧送マニュアル」、行政指導などによって、安全施工についてのコンプライアンスが、声高に叫ばれてきた。しかし、重大事故を含めて、事故が後を絶たない。

このJIS制定を契機に、圧送業者のみならず、関係者の理解で圧送工事事故ゼロをめざす。

〈ぜひ理解を〉

圧送工事における安全性確保のために、色々な要求事項がある。5．4．2「ブーム装置先端のホースは、ドッキングホース、テーパ管及び先端ホースからなり、製造業者が指定する長さ以外のホース又は他の中間ホースなどを接続してはならない。但し、ブーム装置の行動範囲を超える広いスラブ等を打設する場合に限り、適切な安全装置を講じてドッキングホースから水平方向の配管又はホースに接続してもよい。」とある。ブーム先に規定外のホースなどを接続してはならない規定である。しかし、関西では、「安全マニュアル」でも禁止されているが、多用している垂直方向でのブーム先配管が禁じられることを認識すべき。ブーム使用をあらため、是正の方向を明確にしなければならない。

次に、5．5．1「配管、ホース及びこれらの接続金具は、新品の状態で輸送管システムの許容運転圧力に耐え、更に、次の安全率を乗じた運転破壊力に耐えるよう設計しなければならない。」5．5．2「輸送管接続金具は、不用意に開口しないよう設計しなければならない」の「設計しなければならない」という意味は、ゼネコン・ポンプ業者（圧送計画・圧送工事に責任を持つ者）が、摩耗限界肉厚を考慮して輸送管を選択・管理し、ジョイントも適正な選択をするよう設計（決定）すべきということ。

他に、非常停止装置やホッパスクリーンの開口寸法やスクリーンを空けたときの強制的攪拌停止装置を提示。只、スクリーンを開くと同時に、作動中の攪拌機が自動的に止まるようインタロックされていなければならないとあるが、現行の多くのポンプ車はそうなっていない。全車改造すべきなのだろうか。

ともあれ、気を引き締めて安全施工体制の確立をめざしたい。ゼネコンをはじめ関係各位に、JISの遵守と安全コスト（手間と材料費）に対するご理解を賜りたい。

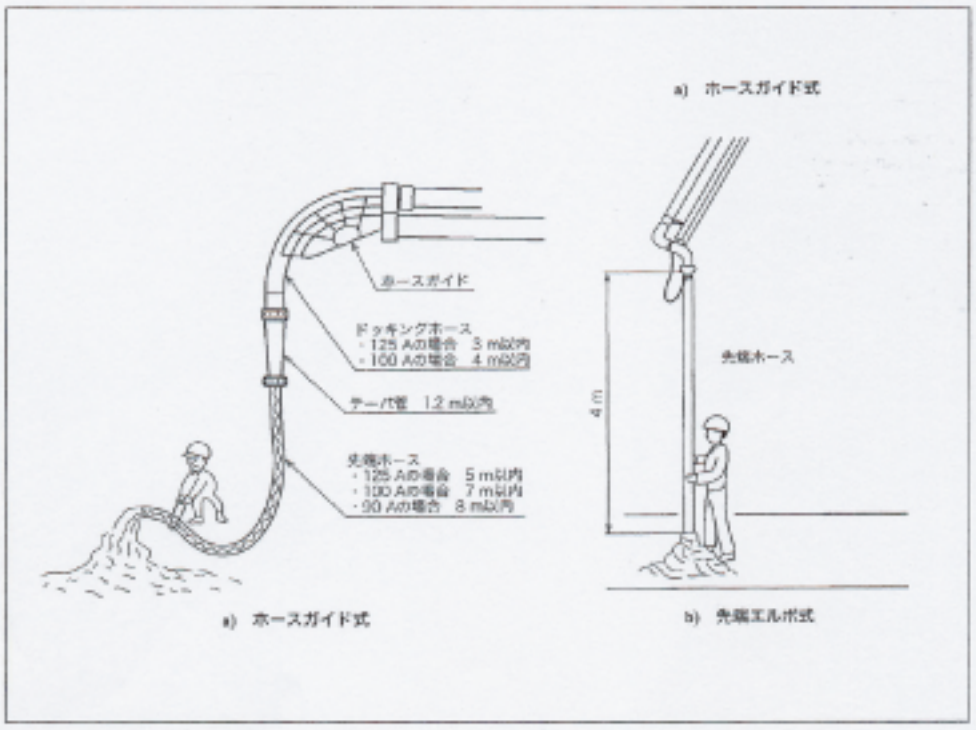

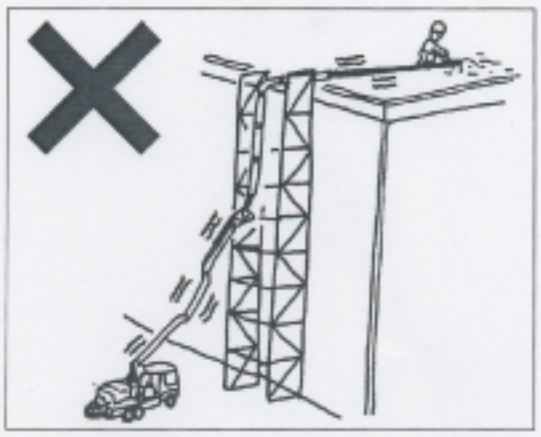

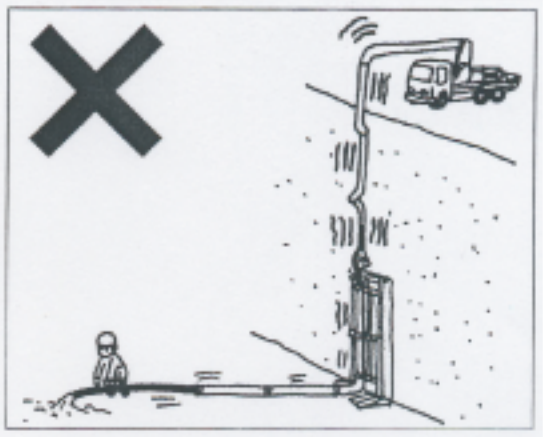

第2回コンクリート圧送基幹技能者認定講習・試験

〈基幹技能者に相応しい処遇を〉

8月20～23日、富士教育訓練センターで圧送基幹技能者の講習及び試験が行われた。全国から83名参加。昨年不合格だった15名は東京会場で試験に臨んだ。基幹技能者資格に98名が挑んでいる（第1回目は123名が挑戦。今回2割減。全国的に有資格者の十分な人数の確保が当面の課題）。

大圧協からは富士組16名、東京組2名の18名が参加、結果を待ち望んでいる。

さて、生コンを打設する際、圧送基幹技能者が中心的役割を果たすことは、現場全体や圧送工事においても大切なこと。そのために、役割に相応しい知識と能力を形成することは自らの地位を高めるためにも不可欠。しかし、一方で、基幹技能者に相応しい処遇も重要。

現在、国土交通省は、建設業の経営事項審査など公的評価で、基幹技能者の資格保有者を加算評価する方向で検討。2～3年をメドに整理する。圧送業者並びに従業員の基幹技能者資格に対するインセンティヴも明確に位置付けるべきだ。

同時に、自らが圧送基幹技能者の社会的認知を高めていく努力も必要。大圧協は宣伝活動と共に、個々の基幹技能者が施工検討会で主導的役割を果たせるよう指導していく。開発ソフトも利用する。